

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月8日

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 黒田（玉置）圭子

【電話番号】 03-5293-1500

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 シュローダー月果美人

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 上限：3,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

シュローダー月果美人（以下、「ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・振替内国投資信託受益権（以下「振替受益権」といいます。）

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

日々の基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「月果美人」として掲載されます。

なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、お申込口数またはお申込金額に応じて、買付申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。

（注）「税抜」の税とは、消費税および地方消費税を示します。（以下同じ。）

なお、申込手数料は、販売会社や申込コース等により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（分配金再投資の取扱い）

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合の買付価額（発行価格）は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

（償還乗換え等の取扱い）

申込手数料につきましては、償還乗換え^{（注）}優遇またはその他の割引等の措置が適用される場合があります。優遇・割引等の取扱い、内容、条件等は販売会社により異なりますので、詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

（注）「償還乗換え」とは、買付申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ買付申込日の属する月の前3ヵ月以内における当該信託の受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申し込む場合をいいます。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コース にかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（7）【申込期間】

平成24年8月9日から平成25年2月7日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、買付申込みの受付は、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」または「海外市場の休業日」といいます。）である場合を除く販売会社の各営業日とします。

（8）【申込取扱場所】

後記「照会先」にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

買付申込者は、原則として買付申込日より起算して5営業日目までに申込代金を販売会社に支払います。なお、販売会社によっては、別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各買付申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

買付の申込みを行った販売会社の申込取扱場所

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)は原則として受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録され、振替受益権となっています。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他規則にしたがって支払われます。

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の追加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

< 振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録 >

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

ただし、受益証券をお手許で保有されている場合には、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダー月果美人」（以下「ベビーファンド」ということがあります。）は、主としてシュローダー月果美人マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）^(注) 受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目的として運用を行います。

ファンドは、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(注) 主として米国債と新興国の政府、政府機関等の発行するソブリン債券に投資を行う証券投資信託です。ファミリーファンド方式（後述「(3)ファンドの仕組み ファンドの仕組み」を参照）におけるマザーファンドとして、有価証券等への投資を行うファンドです。

ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信 / 海外 / 債券 / 特殊型（絶対収益追求型）に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（絶対収益追求型）

目論見書又は投資信託約款において、投資家に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

絶対収益追求型とは、目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米			ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券公債))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	絶対収益追求型 その他 ()
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 公債））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて主として債券（日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債含む。））に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり

目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

（適時ヘッジ）

当ファンドは、市場動向等を勘案し、委託者が必要と認める場合には為替ヘッジを行うことがあります。

絶対収益追求型

目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

（注）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

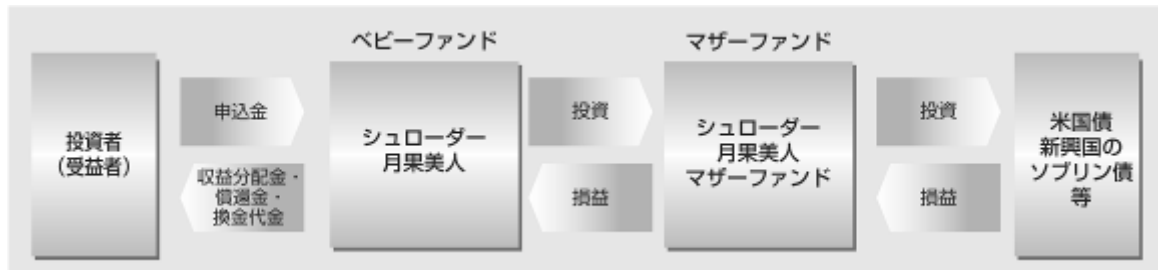
平成13年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成17年4月15日 主要投資対象・ファンド名称の変更、信託期間の延長を実施

(3) 【ファンドの仕組み】

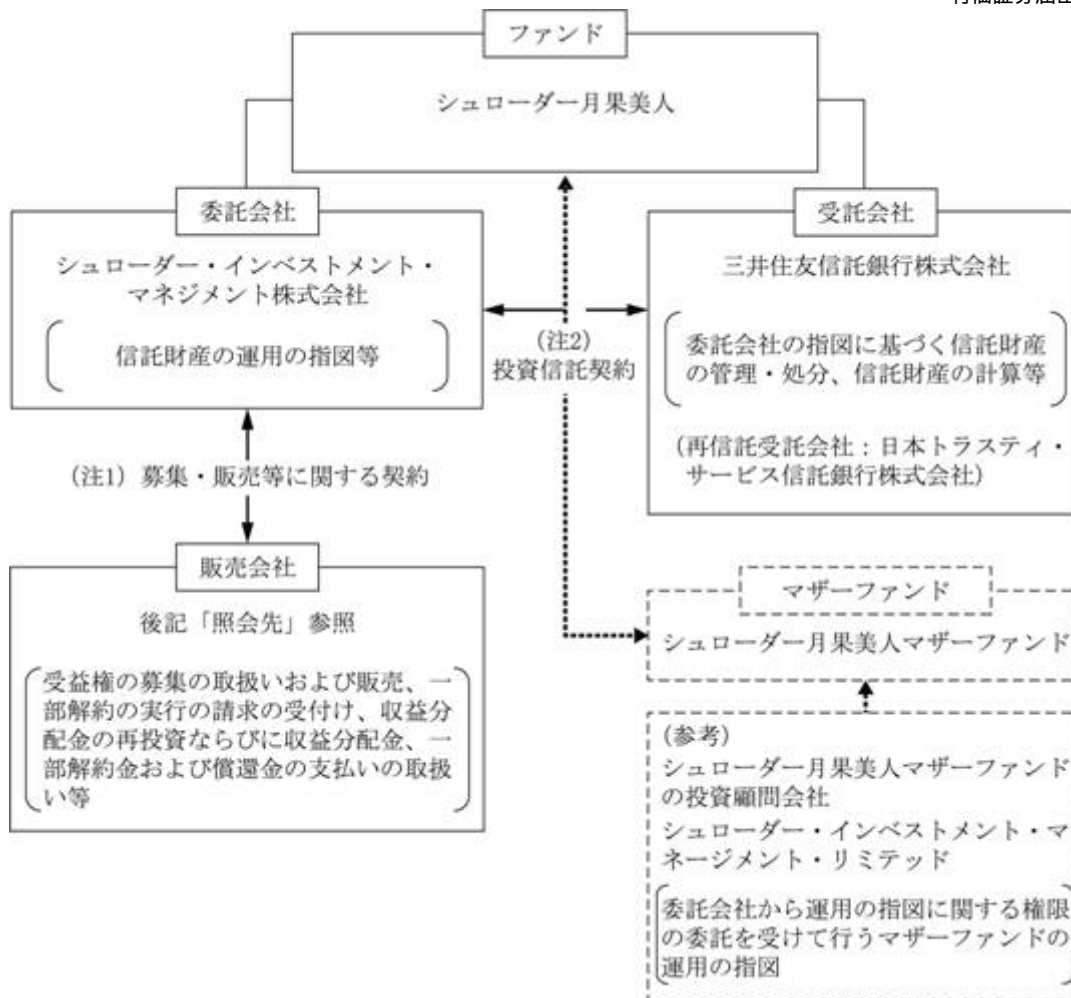
ファンドの仕組み

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー月果美人）とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダー月果美人マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、公社債等に直接投資することがあります。



ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	信託財産の運用の指図等を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	後記「照会先」にお問い合わせください。	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。 一般コースのみを取扱う場合、分配金の再投資の取扱いは行いません。
(参考) マザーファンドの投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてシュローダー月果美人マザーファンドの運用の指図を行います。



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー月果美人 投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成24年5月末現在）
 2. 沿革

昭和60年12月10日	株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成24年6月29日	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況（平成24年5月末現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキーラーン	9,800株	100%

<シュローダー・グループの概要>

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシーを持ち株会社とするシュローダー・グループは、1804年に英国で創業以来、200年以上の歴史を誇る国際金融グループです。英国ロンドンに本拠地を置き、グローバルに資産運用業務を展開しており、運用総資産額は約22.4兆円（2011年12月末現在、1英ポンド=119.57円で換算）にのびります。

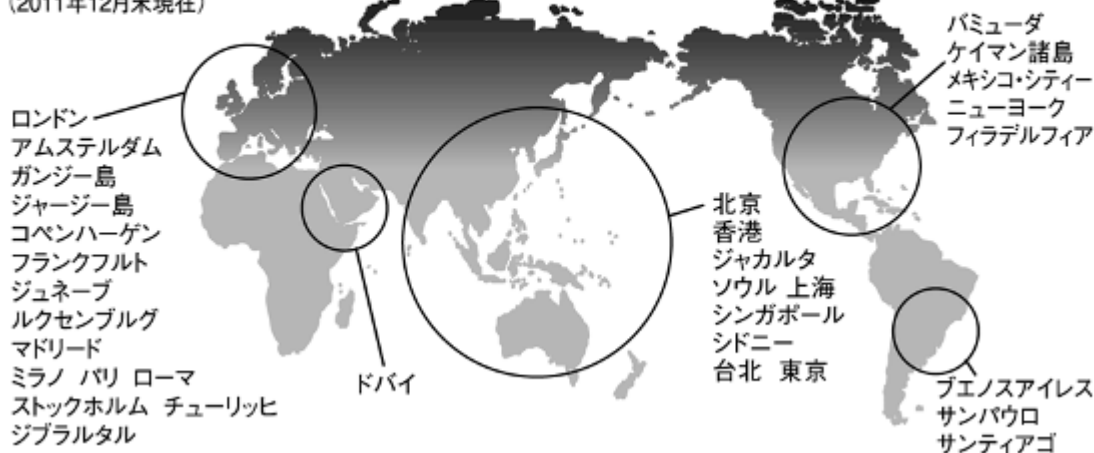
日本では、1985年に株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し、資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。2007年4月にシュローダー証券投信投資顧問株式会社に、2012年6月にシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更いたしました。

シュローダー・グループと日本との関係は大変深く、1870年（明治3年）に日本政府が初めて起債した外債「九分利付英貸公債（100万英ポンド）」の引受主幹事を務め、新橋～横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献しています。また1923年（大正12年）の関東大震災の後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

<シュローダー・グループの主要拠点>

シュローダー・グループの
グローバル・ネットワーク

(2011年12月末現在)



2【投資方針】

(1)【投資方針】

<投資態度>

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国債と新興国の政府、政府機関等の発行するソブリン債券に投資し、高水準の利息等収益の確保と売買益の獲得を目指します。高格付の米国債に投資することにより、流動性の確保と安定性にも配慮します。

投資にあたっては、厳格なリスク管理のもと、地域別、国別および銘柄別に分散を図ります。

投資配分、銘柄選択にあたっては、中長期的なファンダメンタルズを重視して運用を行います。

実質外貨建資産については、市場動向等を勘案し、委託者が必要と認める場合には為替ヘッジを行うことがあります。

<ファンドの特色>

米国債と新興国ソブリン債券を主要投資対象とし、機動的に運用します。

ファンドは、主として米国債と新興国の政府、政府機関等の発行するソブリン債券を組み合わせ、機動的に組入比率を調整することにより、高水準の利息等収益の確保と売買益の獲得を図ることを目的として運用を行う投資信託です。高格付の米国債に投資することにより、流動性の確保と安定性に配慮しながら運用を行います。

マザーファンドの投資対象である新興国ソブリン債券の一部は、米ドル建てであるため、米国金利の変動に大きく影響を受けます。また、新興国ソブリン債券は、高い投資収益率が期待できる反面、一般的に新興国の信用リスクは相対的に高く、債券価格の変動は大きいものと予想されます。

[新興国（エマージング・カントリー）とは]

一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々で、こうした国々が発行する政府債、政府機関債等を新興国ソブリン債券とといいます。

ファンドが投資対象とする債券には以下のものを含みます。

1989年のブレディ提案に基づいて新興国（エマージング・カントリー）が発行し、米国市場やユーロ市場などの国際的な市場で流通する債券（ブレディ債）

ユーロ市場をはじめとする国際的な市場で発行され、流通する債券で上記ブレディ債以外のもの

新興国（エマージング・カントリー）の政府・政府機関などが自国市場において発行し、流通する債券

[ブレディ債とは]

途上国における累積債務問題解決を目安として、1989年3月に当時のブレディ米国財務長官が提案した新債務戦略（ブレディ・プラン）に基づき、民間銀行向けの債務が再編された後、その債務と引換えに途上国政府が発行した外貨建ての債券のことをいいます。

ブレディ債には償還時元本についてゼロクーポン米国財務省証券によって担保されているものが一部あります。また、クーポンについても固定金利のものや変動金利のものなどがあります。

運用の基本理念として、トータル・リターン of 追求を目指します。

米国債への投資はファンドの20%～75%程度を目安とし、機動的に組入比率を調整することにより、トータル・リターン of 追求を目指します。

各国のファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選定を基本とします。

投資にあたっては、厳格なリスク管理のもと、地域別、国別および銘柄別に分散を図ります。

投資配分、銘柄選択にあたっては、各国の中長期的なファンダメンタルズを重視して運用を行います。

ポートフォリオの平均格付 をBBB - 格（投資適格）同等以上に維持することに努めます。

平均格付とは、ファンドにおける組入資産の信用格付を加重平均したものであり、ファンド自体の信用格付ではありません。

[債券の格付けとは]

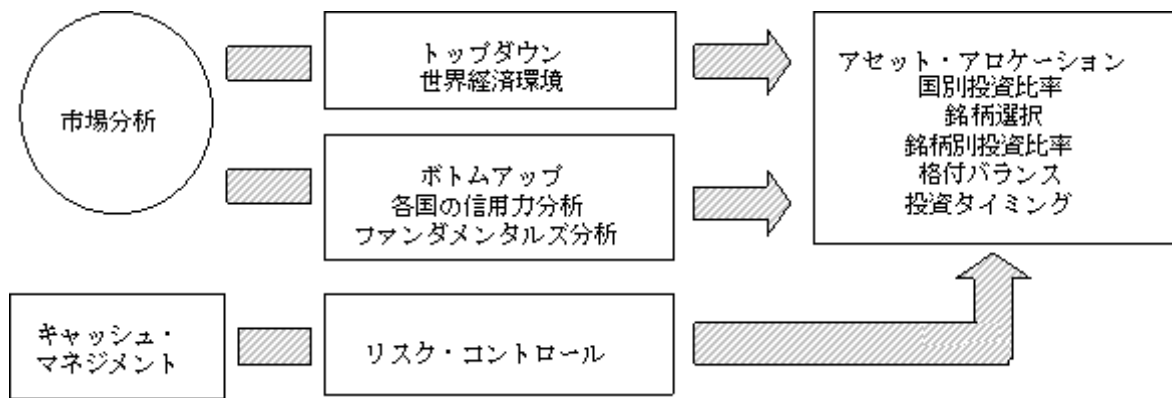
債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）やムーディーズ社といった信用格付業者が各債券の格付を行っています。

しかしながら、あらゆる債券に格付が付与されている訳ではなく、通常は発行体が信用格付業者に依頼して、その調査・審査を経て格付が付与されることになっています。

下記信用格付業者では、上位4格付（BBBおよびBaa以上）を投資適格格付としています。なお、1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえばS&P社では、1つの格付内における平均以上あるいは平均以下の銘柄を表すためにプラス（+）あるいはマイナス（-）を付加しています。

格付	S&P 社	ムーディーズ社
(高い) ↑ 投資適格格付 (Investment grade)	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
↓ 投機的格付 (Speculative grade)	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
(低い)	D	-

エマージング債券チームの投資決定プロセス



上記の投資決定プロセスは、今後変更となる場合があります。

2012年5月末現在

シュローダー・グループが調査対象とする新興国

地域	国名	
ラテンアメリカ	アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ	11カ国
アフリカ・中東	アルジェリア、エジプト、コートジボアール、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、モロッコ、ナイジェリア、カタール、コンゴ共和国、サウジアラビア、南アフリカ、チュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦(UAE)、ジンバブエ	17カ国
ロシア・中東欧	ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、セルビア・モンテネグロ、トルコ	17カ国
アジア	中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、台湾、タイ、ベトナム、シンガポール	12カ国

合計57カ国

ファンドは、上記の新興国の全てに投資するわけではありません。また、上記以外の新興国に投資する場合があります。

2012年5月末現在

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが、マザーファンドの運用の指図を行います。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条第1号）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限」、および に定めるものに限ります。)
3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産(信託約款第20条第2号)

この信託においては上記 に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資対象とします。

1. 為替手形

運用の指図範囲(信託約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー月果美人マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株予約権の行使および株主割当等により取得した株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. ~ 12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの。
- なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および15.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第21条第2項)

委託者は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入を行うことができます。（詳細は後述「(5)投資制限」をご参照ください。）

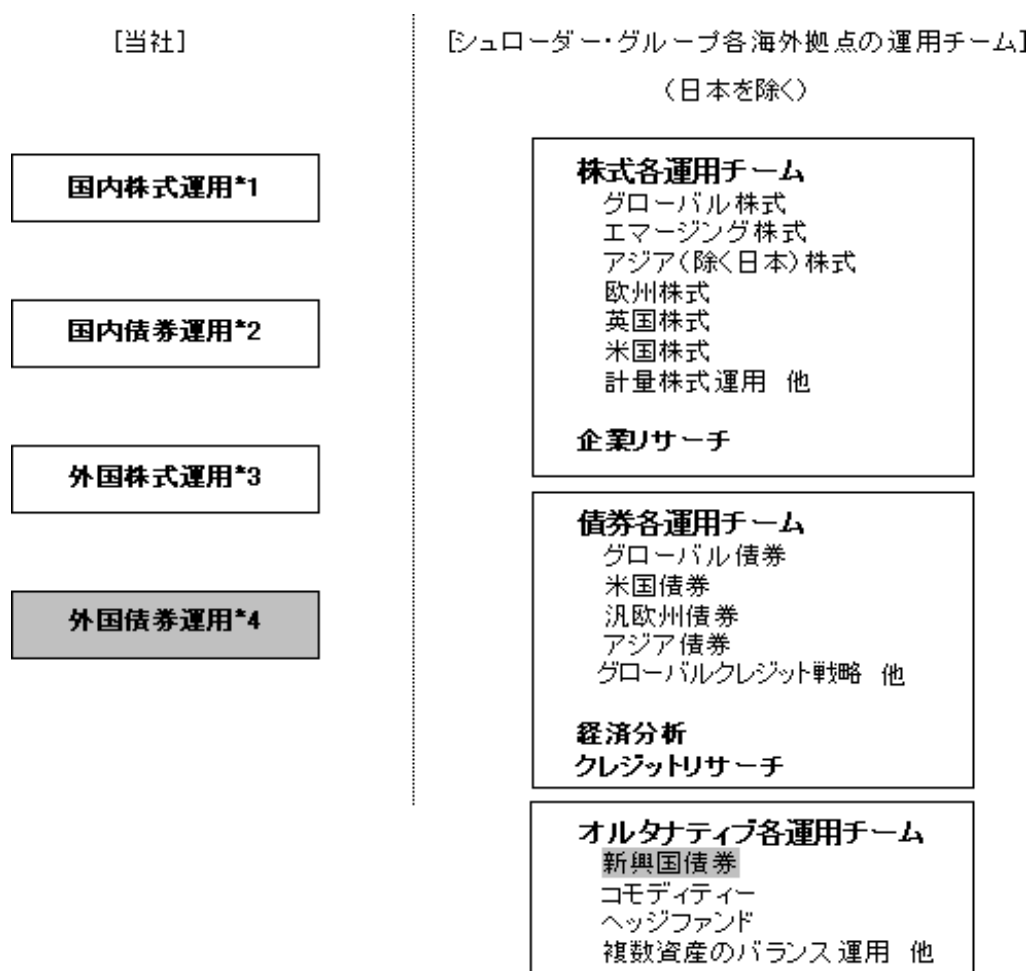
(3) 【運用体制】

< 運用体制 >

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国債券運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー・月果美人マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図

< 内部管理体制 >

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

< 受託銀行に関する管理の体制 >

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時(毎月10日、ただし当該日が休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は繰越分を含めた諸経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価損益を含みません。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額

を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込み場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

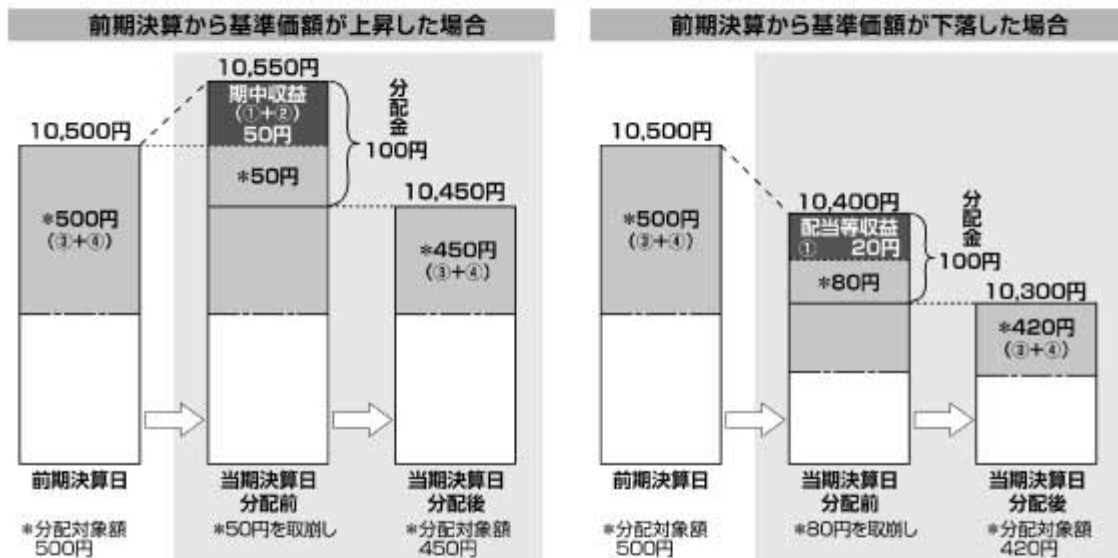
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

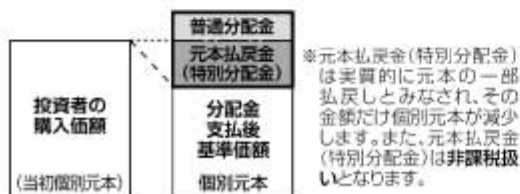
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

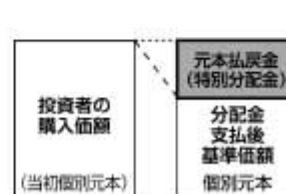
収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（５）【投資制限】

<約款で定める投資制限>

株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資制限（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

信用取引の指図範囲（信託約款第25条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、
2. 上記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとし、
 - (イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券
 - (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券
 - (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（信託約款第26条）

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）。

- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入れヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る当該金額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該金額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る当該金額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受け取る当該金額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
- (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 に掲げる金融商品で運用している額(以下(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益

証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条の2）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図（信託約款第27条の3）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第29条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (イ) 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (ロ) 公社債の貸付けは貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第31条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

資金の借入（信託約款第39条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。
2. 委託者は上記1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
 - (イ) 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - (ロ) かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
 - (ハ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。

6. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令上の投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

（参考）シュローダー月果美人マザーファンドの概要

< 投資態度 >

主として米国債と新興国の政府、政府機関等の発行するソブリン債券を組み合わせ、機動的に組入れ比率を調整することにより、高水準の利息等収益の確保と売買益の獲得を目指します。高格付の米国債に投資することにより、流動性の確保と安定性にも配慮します。

投資にあたっては、厳格なリスク管理のもと、地域別、国別および銘柄別に分散を図ります。

投資配分、銘柄選択にあたっては、中長期的なファンダメンタルズを重視して運用を行います。

外貨建資産については、市場動向を勘案し、委託者が必要と認める場合には為替ヘッジを行うことがあります。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

< 運用の指図権限の委託の中止等 >

運用の指図に関する権限の委託を受けた者が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

< 投資対象 >

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記<約款で定める投資制限>、および に定めるものに限ります。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産

この信託においては上記 に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資対象とします。

1. 為替手形

運用の指図範囲

委託者（委託者から運用指図権限に委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株予約権の行使および株主割当等により取得した株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの。
- なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および15.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。（詳細は後述<約款で定める投資制限>をご参照ください。）

<約款で定める投資制限>

株式への投資

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、
2. 上記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとし、
 - (イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券
 - (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券
 - (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）。
 - (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（参考）シュローダー月果美人マザーファンドの概要＜投資対象＞に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(参考)シュローダー月果美人マザーファンドの概要<投資対象>に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(参考)シュローダー月果美人マザーファンドの概要<投資対象>に掲げる金融商品で運用している額(以下(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとし、
5. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとし、
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- (イ) 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

- (ロ) 公社債の貸付けは貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記(イ)および(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

3【投資リスク】

- ・ 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではありません、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

(1) 価格変動リスク

・ 金利変動リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

- ・信用リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

（２）外国証券への投資に伴うリスク

- ・為替変動リスク

実質外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

- ・カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、新興国ソブリン債券投資には、以下のようなリスクがあります。

格付に関する留意点

新興国ソブリン債券は、格付がより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。また、発行国の信用力等の変化、あるいは発行体の業績や財務内容等の変化による格付の変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。

経済状況および政治的・社会的な変化に伴うリスク

新興国においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に大きくなる傾向があると考えられ、また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。

流動性、制度、インフラストラクチャーに係るリスク

一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であると考えられ、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、元利金支払いの不履行および遅延等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれます。また、市況動向や取引量等の状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

企業会計や情報開示等に係るリスク

新興国においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

(3) その他のリスクおよび留意点

・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・ファンドからの資金流出に伴うリスク及び留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当等収入と売買益等の中から、委託会社が基準価額水準、市場動向、残存信託期間等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。基準価額が元本を下回っている場合でも、分配を行う場合があります。

- ・ 信託の途中終了
信託契約の一部解約により、受益権の口数が30億口を下回った場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中で信託を終了させる場合があります。
- ・ 買付・換金の中止
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの買付、換金の各申込みの受付けを中止することあるいは、すでに受付けた当該申込みの受付けを取り消すことがあります。
- ・ 投資の基本方針に沿った運用ができない場合
ファンドおよびマザーファンドが投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ 運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代
ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。
また、ファンドおよびマザーファンドは長期（原則として信託期間は約20年）にわたり運用を行うために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

（4）リスク管理

ファンドの運用リスク管理

アナリストおよびファンドマネジャーによるリサーチや投資判断のプロセスそのものに、リスク管理の重点を置いています。徹底した投資対象の調査、定性・定量面での十分な評価を行うことによって、信用リスク、価格リスク、為替リスク等のリスクを可能か限り低減します。これに加えて、厳格な分散ルールを設定して定量面についても管理することで、ファンド全体のリスクをコントロールしています。

内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプ

ライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

外部監査について

外部監査体制としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、お申込口数またはお申込金額に応じて、買付申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、申込手数料は、販売会社や申込コース等により異なります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（分配金再投資の取扱い）

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合の買付価額（発行価格）は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の197.4（税抜188.0）の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

（括弧内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.974% (年1.880%)	年1.050% (年1.000%)	年0.840% (年0.800%)	年0.084% (年0.080%)

委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬が含まれております。

（4）【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額

外貨建資産の保管等費用

借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

1. ファンド監査費用
2. 法律顧問・税務顧問への報酬
3. 目論見書の作成・印刷・交付費用
4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
5. 信託約款の作成・印刷・届出費用
6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用

7. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(4)その他の手数料等のうち、から の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

1. 収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

2. 解約時および償還時

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。当該譲渡益に対する課税においては、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成24年12月31日までは7%（所得税）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税および復興特別所得税）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

- ・追加型株式投資信託について、受益者のファンドの購入価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配金の課税について >

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。
- ・収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。当該収益分配金の全部が元本払戻金（特別分配金）となる場合があります。

上記の税率は、平成24年5月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年5月末現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,343,413,211	100.12
コール・ローン、金銭信託、 その他(負債控除後)	-	2,805,851	0.12
合計(純資産総額)	-	2,340,607,360	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

(注3) 「国/地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国/地域を表記しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年5月末現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	シュローダー月果美 人マザーファンド	1,461,892,209	1.6188	2,366,511,108	1.6030	2,343,413,211	100.12

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.12
合計	100.12

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第二特定期間					
第6期	(平成14年 6月10日)	14,857,534,344	14,946,170,604	1.0057	1.0117
第7期	(平成14年 7月10日)	16,988,377,703	17,093,651,003	0.9682	0.9742
第8期	(平成14年 8月12日)	20,307,322,222	20,409,502,072	0.9937	0.9987
第9期	(平成14年 9月10日)	21,693,642,572	21,798,472,009	0.9939	0.9989
第10期	(平成14年10月10日)	23,807,967,686	23,923,870,436	1.0271	1.0321
第11期	(平成14年11月11日)	24,555,031,474	24,677,131,824	1.0055	1.0105
第三特定期間					
第12期	(平成14年12月10日)	26,904,098,251	27,036,948,851	1.0126	1.0176
第13期	(平成15年 1月10日)	28,221,759,818	28,364,457,618	0.9889	0.9939
第14期	(平成15年 2月10日)	30,940,146,552	31,094,420,202	1.0028	1.0078
第15期	(平成15年 3月10日)	32,073,653,561	32,234,139,913	0.9862	0.9912
第16期	(平成15年 4月10日)	34,250,868,724	34,421,461,424	1.0039	1.0089
第17期	(平成15年 5月12日)	34,223,892,866	34,397,207,216	0.9873	0.9923
第四特定期間					
第18期	(平成15年 6月10日)	35,957,040,086	36,136,402,686	1.0024	1.0074
第19期	(平成15年 7月10日)	37,066,274,863	37,253,579,863	0.9895	0.9945
第20期	(平成15年 8月11日)	37,246,235,236	37,436,038,136	0.9812	0.9862
第21期	(平成15年 9月10日)	37,128,866,204	37,301,283,029	0.9690	0.9735
第22期	(平成15年10月10日)	35,580,922,280	35,751,361,670	0.9394	0.9439
第23期	(平成15年11月10日)	35,148,972,661	35,319,380,551	0.9282	0.9327
第五特定期間					
第24期	(平成15年12月10日)	34,773,344,245	34,943,145,085	0.9216	0.9261
第25期	(平成16年 1月13日)	35,560,440,281	35,732,642,411	0.9293	0.9338
第26期	(平成16年 2月10日)	35,526,125,185	35,699,921,530	0.9199	0.9244
第27期	(平成16年 3月10日)	36,964,361,030	37,141,774,700	0.9376	0.9421
第28期	(平成16年 4月12日)	36,796,310,289	36,977,641,659	0.9132	0.9177
第29期	(平成16年 5月10日)	37,130,463,183	37,314,479,973	0.9080	0.9125
第六特定期間					
第30期	(平成16年 6月10日)	38,424,004,107	38,616,594,882	0.8978	0.9023
第31期	(平成16年 7月12日)	39,492,146,339	39,691,394,639	0.8919	0.8964
第32期	(平成16年 8月10日)	40,563,307,953	40,767,416,658	0.8943	0.8988
第33期	(平成16年 9月10日)	41,915,168,647	42,127,252,342	0.8894	0.8939
第34期	(平成16年10月12日)	42,523,777,745	42,739,774,370	0.8859	0.8904
第35期	(平成16年11月10日)	43,136,669,644	43,358,742,812	0.8741	0.8786
第七特定期間					
第36期	(平成16年12月10日)	44,297,237,807	44,526,627,342	0.8690	0.8735
第37期	(平成17年 1月11日)	44,884,493,954	45,118,572,191	0.8629	0.8674
第38期	(平成17年 2月10日)	46,571,079,880	46,815,289,560	0.8582	0.8627
第39期	(平成17年 3月10日)	47,690,457,335	47,942,949,116	0.8500	0.8545
第40期	(平成17年 4月11日)	49,242,696,135	49,500,029,840	0.8611	0.8656
第41期	(平成17年 5月10日)	48,738,388,104	49,000,172,509	0.8378	0.8423
第八特定期間					

第42期	(平成17年 6月10日)	50,681,264,421	50,951,562,164	0.8438	0.8483
第43期	(平成17年 7月11日)	54,081,628,913	54,358,489,963	0.8790	0.8835
第44期	(平成17年 8月10日)	54,641,564,121	54,918,702,467	0.8763	0.8808
第45期	(平成17年 9月12日)	53,764,998,235	54,044,215,073	0.8594	0.8639
第46期	(平成17年10月11日)	54,465,072,854	54,735,382,297	0.8713	0.8758
第47期	(平成17年11月10日)	55,459,578,719	55,722,379,026	0.8847	0.8892
第九特定期間					
第48期	(平成17年12月12日)	55,659,519,687	55,935,788,201	0.9021	0.9066
第49期	(平成18年 1月10日)	53,659,112,600	53,930,008,457	0.8828	0.8873
第50期	(平成18年 2月10日)	53,386,004,976	53,644,569,077	0.8927	0.8972
第51期	(平成18年 3月10日)	50,980,144,138	51,227,155,213	0.8874	0.8919
第52期	(平成18年 4月10日)	49,740,266,837	49,973,570,010	0.8936	0.8981
第53期	(平成18年 5月10日)	48,255,219,082	48,482,466,350	0.8909	0.8954
第十特定期間					
第54期	(平成18年 6月12日)	43,907,203,993	44,132,708,353	0.8574	0.8619
第55期	(平成18年 7月10日)	42,280,170,304	42,493,734,668	0.8618	0.8663
第56期	(平成18年 8月10日)	42,000,638,326	42,213,609,178	0.8623	0.8668
第57期	(平成18年 9月11日)	41,618,653,478	41,827,210,609	0.8643	0.8688
第58期	(平成18年10月10日)	41,340,216,166	41,541,272,172	0.8661	0.8706
第59期	(平成18年11月10日)	41,185,810,778	41,384,229,074	0.8698	0.8743
第十一特定期間					
第60期	(平成18年12月11日)	40,762,047,934	40,971,574,384	0.8754	0.8799
第61期	(平成19年 1月10日)	40,364,615,050	40,558,956,145	0.8766	0.8811
第62期	(平成19年 2月13日)	40,218,344,903	40,419,810,024	0.8688	0.8733
第63期	(平成19年 3月12日)	39,845,496,627	40,051,915,770	0.8618	0.8663
第64期	(平成19年 4月10日)	34,612,165,511	34,779,851,263	0.8658	0.8703
第65期	(平成19年 5月10日)	26,964,709,988	27,036,835,900	0.8702	0.8727
第十二特定期間					
第66期	(平成19年 6月11日)	22,892,128,786	22,959,821,091	0.8454	0.8479
第67期	(平成19年 7月10日)	20,346,025,013	20,405,338,824	0.8505	0.8530
第68期	(平成19年 8月10日)	18,395,804,077	18,450,534,897	0.8402	0.8427
第69期	(平成19年 9月10日)	16,362,571,936	16,411,600,018	0.8343	0.8368
第70期	(平成19年10月10日)	15,267,578,877	15,312,948,891	0.8394	0.8419
第71期	(平成19年11月12日)	14,873,103,938	14,915,983,223	0.8585	0.8610
第十三特定期間					
第72期	(平成19年12月10日)	14,106,222,719	14,146,808,586	0.8576	0.8601
第73期	(平成20年 1月10日)	13,114,809,344	13,152,901,567	0.8607	0.8632
第74期	(平成20年 2月12日)	11,374,757,134	11,405,731,488	0.8548	0.8573
第75期	(平成20年 3月10日)	10,704,243,597	10,735,013,442	0.8697	0.8722
第76期	(平成20年 4月10日)	10,161,495,883	10,188,539,008	0.8746	0.8771
第77期	(平成20年 5月12日)	9,743,755,319	9,772,071,892	0.8603	0.8628
第十四特定期間					
第78期	(平成20年 6月10日)	9,346,038,155	9,373,454,983	0.8514	0.8539
第79期	(平成20年 7月10日)	8,876,441,750	8,902,021,526	0.8554	0.8579
第80期	(平成20年 8月11日)	8,168,882,635	8,193,258,068	0.8378	0.8403
第81期	(平成20年 9月10日)	7,490,751,617	7,513,672,799	0.8170	0.8195
第82期	(平成20年10月10日)	6,894,167,218	6,916,025,906	0.7885	0.7910

第83期	(平成20年11月10日)	6,532,968,202	6,554,087,059	0.7734	0.7759
第十五特定期間					
第84期	(平成20年12月10日)	6,521,380,007	6,541,798,554	0.7985	0.8010
第85期	(平成21年 1月13日)	6,295,870,526	6,315,671,049	0.7949	0.7974
第86期	(平成21年 2月10日)	6,001,701,124	6,020,835,480	0.7842	0.7867
第87期	(平成21年 3月10日)	5,622,857,206	5,641,268,907	0.7635	0.7660
第88期	(平成21年 4月10日)	5,585,083,355	5,599,197,982	0.7914	0.7934
第89期	(平成21年 5月11日)	5,550,395,806	5,563,849,348	0.8251	0.8271
第十六特定期間					
第90期	(平成21年 6月10日)	5,465,056,815	5,477,872,249	0.8376	0.8396
第91期	(平成21年 7月10日)	5,324,001,678	5,336,038,232	0.8422	0.8442
第92期	(平成21年 8月10日)	5,353,961,998	5,365,789,559	0.8664	0.8684
第93期	(平成21年 9月10日)	5,274,406,302	5,286,261,959	0.8764	0.8784
第94期	(平成21年10月13日)	5,057,728,193	5,068,888,029	0.9064	0.9084
第95期	(平成21年11月10日)	4,995,089,418	5,005,664,895	0.9069	0.9089
第十七特定期間					
第96期	(平成21年12月10日)	4,824,697,465	4,835,421,954	0.8998	0.9018
第97期	(平成22年 1月12日)	4,678,095,775	4,688,482,800	0.9008	0.9028
第98期	(平成22年 2月10日)	4,515,567,669	4,525,695,864	0.8917	0.8937
第99期	(平成22年 3月10日)	4,390,005,782	4,399,885,573	0.8887	0.8907
第100期	(平成22年 4月12日)	4,281,546,057	4,291,162,407	0.8905	0.8925
第101期	(平成22年 5月10日)	4,173,648,690	4,183,065,507	0.8864	0.8884
第十八特定期間					
第102期	(平成22年 6月10日)	3,990,961,615	3,999,990,988	0.8840	0.8860
第103期	(平成22年 7月12日)	3,914,737,108	3,923,611,249	0.8823	0.8843
第104期	(平成22年 8月10日)	3,813,439,727	3,822,084,697	0.8822	0.8842
第105期	(平成22年 9月10日)	3,748,289,025	3,756,746,897	0.8863	0.8883
第106期	(平成22年10月12日)	3,723,944,958	3,732,283,488	0.8932	0.8952
第107期	(平成22年11月10日)	3,645,551,845	3,653,763,777	0.8879	0.8899
第十九特定期間					
第108期	(平成22年12月10日)	3,446,499,574	3,454,455,513	0.8664	0.8684
第109期	(平成23年 1月11日)	3,398,160,278	3,406,024,651	0.8642	0.8662
第110期	(平成23年 2月10日)	3,355,793,673	3,363,583,814	0.8615	0.8635
第111期	(平成23年 3月10日)	3,252,115,029	3,259,659,906	0.8621	0.8641
第112期	(平成23年 4月11日)	3,232,013,942	3,239,460,642	0.8680	0.8700
第113期	(平成23年 5月10日)	3,143,756,482	3,151,014,676	0.8663	0.8683
第二十特定期間					
第114期	(平成23年 6月10日)	3,025,365,168	3,032,358,280	0.8652	0.8672
第115期	(平成23年 7月11日)	2,919,691,448	2,926,489,743	0.8589	0.8609
第116期	(平成23年 8月10日)	2,849,491,090	2,856,164,239	0.8540	0.8560
第117期	(平成23年 9月12日)	2,794,659,207	2,801,257,003	0.8471	0.8491
第118期	(平成23年10月11日)	2,744,788,162	2,751,323,100	0.8400	0.8420
第119期	(平成23年11月10日)	2,675,005,994	2,681,396,332	0.8372	0.8392
第二十一特定期間					
第120期	(平成23年12月12日)	2,629,943,651	2,636,260,310	0.8327	0.8347
第121期	(平成24年 1月10日)	2,595,055,362	2,601,320,979	0.8283	0.8303
第122期	(平成24年 2月10日)	2,586,814,318	2,593,084,399	0.8251	0.8271

第123期	(平成24年 3月12日)	2,559,615,696	2,565,850,997	0.8210	0.8230
第124期	(平成24年 4月10日)	2,479,453,461	2,485,565,294	0.8114	0.8134
第125期	(平成24年 5月10日)	2,438,817,095	2,444,862,322	0.8069	0.8089
	平成23年 5月末日	3,097,933,813	-	0.8638	-
	平成23年 6月末日	2,962,020,512	-	0.8602	-
	平成23年 7月末日	2,888,239,844	-	0.8607	-
	平成23年 8月末日	2,818,910,442	-	0.8535	-
	平成23年 9月末日	2,762,865,551	-	0.8429	-
	平成23年10月末日	2,703,597,367	-	0.8393	-
	平成23年11月末日	2,649,559,134	-	0.8348	-
	平成23年12月末日	2,603,994,029	-	0.8311	-
	平成24年 1月末日	2,600,670,234	-	0.8281	-
	平成24年 2月末日	2,571,116,981	-	0.8246	-
	平成24年 3月末日	2,504,168,876	-	0.8155	-
	平成24年 4月末日	2,458,124,844	-	0.8126	-
	平成24年 5月末日	2,340,607,360	-	0.7978	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第二特定期間	
第6期	0.0060
第7期	0.0060
第8期	0.0050
第9期	0.0050
第10期	0.0050
第11期	0.0050
第三特定期間	
第12期	0.0050
第13期	0.0050
第14期	0.0050
第15期	0.0050
第16期	0.0050
第17期	0.0050
第四特定期間	
第18期	0.0050
第19期	0.0050
第20期	0.0050
第21期	0.0045
第22期	0.0045
第23期	0.0045
第五特定期間	
第24期	0.0045
第25期	0.0045
第26期	0.0045

第27期	0.0045
第28期	0.0045
第29期	0.0045
第六特定期間	
第30期	0.0045
第31期	0.0045
第32期	0.0045
第33期	0.0045
第34期	0.0045
第35期	0.0045
第七特定期間	
第36期	0.0045
第37期	0.0045
第38期	0.0045
第39期	0.0045
第40期	0.0045
第41期	0.0045
第八特定期間	
第42期	0.0045
第43期	0.0045
第44期	0.0045
第45期	0.0045
第46期	0.0045
第47期	0.0045
第九特定期間	
第48期	0.0045
第49期	0.0045
第50期	0.0045
第51期	0.0045
第52期	0.0045
第53期	0.0045
第十特定期間	
第54期	0.0045
第55期	0.0045
第56期	0.0045
第57期	0.0045
第58期	0.0045
第59期	0.0045
第十一特定期間	
第60期	0.0045
第61期	0.0045
第62期	0.0045

第63期	0.0045
第64期	0.0045
第65期	0.0025
第十二特定期間	
第66期	0.0025
第67期	0.0025
第68期	0.0025
第69期	0.0025
第70期	0.0025
第71期	0.0025
第十三特定期間	
第72期	0.0025
第73期	0.0025
第74期	0.0025
第75期	0.0025
第76期	0.0025
第77期	0.0025
第十四特定期間	
第78期	0.0025
第79期	0.0025
第80期	0.0025
第81期	0.0025
第82期	0.0025
第83期	0.0025
第十五特定期間	
第84期	0.0025
第85期	0.0025
第86期	0.0025
第87期	0.0025
第88期	0.0020
第89期	0.0020
第十六特定期間	
第90期	0.0020
第91期	0.0020
第92期	0.0020
第93期	0.0020
第94期	0.0020
第95期	0.0020
第十七特定期間	
第96期	0.0020
第97期	0.0020
第98期	0.0020

第99期	0.0020
第100期	0.0020
第101期	0.0020
第十八特定期間	
第102期	0.0020
第103期	0.0020
第104期	0.0020
第105期	0.0020
第106期	0.0020
第107期	0.0020
第十九特定期間	
第108期	0.0020
第109期	0.0020
第110期	0.0020
第111期	0.0020
第112期	0.0020
第113期	0.0020
第二十特定期間	
第114期	0.0020
第115期	0.0020
第116期	0.0020
第117期	0.0020
第118期	0.0020
第119期	0.0020
第二十一特定期間	
第120期	0.0020
第121期	0.0020
第122期	0.0020
第123期	0.0020
第124期	0.0020
第125期	0.0020

【収益率の推移】

期	収益率（分配金込み）（％）
第二特定期間	
第6期	2.6
第7期	3.1
第8期	3.2
第9期	0.5
第10期	3.8
第11期	1.6
第三特定期間	

第12期	1.2
第13期	1.8
第14期	1.9
第15期	1.2
第16期	2.3
第17期	1.2
第四特定期間	
第18期	2.0
第19期	0.8
第20期	0.3
第21期	0.8
第22期	2.6
第23期	0.7
第五特定期間	
第24期	0.2
第25期	1.3
第26期	0.5
第27期	2.4
第28期	2.1
第29期	0.1
第六特定期間	
第30期	0.6
第31期	0.2
第32期	0.8
第33期	0.0
第34期	0.1
第35期	0.8
第七特定期間	
第36期	0.1
第37期	0.2
第38期	0.0
第39期	0.4
第40期	1.8
第41期	2.2
第八特定期間	
第42期	1.3
第43期	4.7
第44期	0.2
第45期	1.4
第46期	1.9
第47期	2.1
第九特定期間	

第48期	2.5
第49期	1.6
第50期	1.6
第51期	0.1
第52期	1.2
第53期	0.2
第十特定期間	
第54期	3.3
第55期	1.0
第56期	0.6
第57期	0.8
第58期	0.7
第59期	0.9
第十一特定期間	
第60期	1.2
第61期	0.7
第62期	0.4
第63期	0.3
第64期	1.0
第65期	0.8
第十二特定期間	
第66期	2.6
第67期	0.9
第68期	0.9
第69期	0.4
第70期	0.9
第71期	2.6
第十三特定期間	
第72期	0.2
第73期	0.7
第74期	0.4
第75期	2.0
第76期	0.9
第77期	1.3
第十四特定期間	
第78期	0.7
第79期	0.8
第80期	1.8
第81期	2.2
第82期	3.2
第83期	1.6
第十五特定期間	

第84期	3.6
第85期	0.1
第86期	1.0
第87期	2.3
第88期	3.9
第89期	4.5
第十六特定期間	
第90期	1.8
第91期	0.8
第92期	3.1
第93期	1.4
第94期	3.7
第95期	0.3
第十七特定期間	
第96期	0.6
第97期	0.3
第98期	0.8
第99期	0.1
第100期	0.4
第101期	0.2
第十八特定期間	
第102期	0.0
第103期	0.0
第104期	0.2
第105期	0.7
第106期	1.0
第107期	0.4
第十九特定期間	
第108期	2.2
第109期	0.0
第110期	0.1
第111期	0.3
第112期	0.9
第113期	0.0
第二十特定期間	
第114期	0.1
第115期	0.5
第116期	0.3
第117期	0.6
第118期	0.6
第119期	0.1
第二十一特定期間	

第120期	0.3
第121期	0.3
第122期	0.1
第123期	0.3
第124期	0.9
第125期	0.3

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

（参考）シュローダー月果美人マザーファンド

（1）投資状況

（平成24年5月末現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	2,709,740,259	51.60
	チェコ	465,337,626	8.86
	シンガポール	433,394,750	8.25
	タイ	301,826,567	5.75
	南アフリカ	296,414,625	5.64
	ポーランド	228,945,436	4.36
	メキシコ	224,155,213	4.27
	ギリシャ	79,382,028	1.51
	ハンガリー	76,640,949	1.46
	小計	4,815,837,453	91.70
コール・ローン、金銭信託、 その他（負債控除後）	-	436,074,338	8.30
合計（純資産総額）	-	5,251,911,791	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）外貨建資産の時価(円)については、平成24年5月末現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円換算したものです。

（注4）「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国/地域を表記しております。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成24年5月末現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US 2.75% 31/10/13	7,300,000	8,269.30	603,659,160	8,169.45	596,370,049	2.75	平成25年10月31日	11.36
2	アメリカ	国債証券	US 3.875% 15/02/13	7,000,000	8,258.23	578,076,641	8,097.93	566,855,203	3.875	平成25年 2月15日	10.79
3	アメリカ	国債証券	US 4.25% 15/08/13	6,600,000	8,445.43	557,398,660	8,273.65	546,061,005	4.25	平成25年 8月15日	10.40
4	アメリカ	国債証券	US 3.375% 30/06/13	6,500,000	8,301.39	539,590,837	8,160.20	530,413,266	3.375	平成25年 6月30日	10.10
5	アメリカ	国債証券	US 4.125% 31/08/12	5,400,000	8,145.40	439,851,956	7,970.92	430,429,680	4.125	平成24年 8月31日	8.20
6	チェコ	国債証券	CZECH 3.55% 18/10/12	76,500,000	387.63	296,543,070	383.34	293,258,160	3.55	平成24年10月18日	5.58
7	シンガポール	国債証券	SINGAPORE 2.5% 01/10/12	4,114,000	6,263.71	257,689,358	6,178.96	254,202,669	2.5	平成24年10月 1日	4.84
8	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7.5% 15/01/14	20,700,000	954.95	197,675,478	953.24	197,321,632	7.5	平成26年 1月15日	3.76
9	タイ	国債証券	THAILAND FRN 26/11/14	57,930,000	244.74	141,779,140	245.74	142,362,006	3.09692	平成26年11月26日	2.71

10	シンガポール	国債証券	SINGAPORE 1.625%01/04/13	2,289,000	6,265.93	143,427,334	6,193.03	141,758,683	1.625	平成25年 4月 1日	2.70
11	タイ	国債証券	THAILAND 4.25% 13/03/13	55,000,000	249.59	137,276,425	248.97	136,938,783	4.25	平成25年 3月13日	2.61
12	メキシコ	国債証券	MEXICO 9% 20/06/13	23,000,000	602.86	138,658,536	585.90	134,757,000	9	平成25年 6月20日	2.57
13	ポーランド	国債証券	POLAND 5.25% 25/04/13	5,400,000	2,243.00	121,122,378	2,232.11	120,534,172	5.25	平成25年 4月25日	2.30
14	チェコ	国債証券	CZECH 2.8% 16/09/13	29,100,000	388.77	113,134,398	389.76	113,421,906	2.8	平成25年 9月16日	2.16
15	ポーランド	国債証券	POLAND 5.75% 25/04/14	4,800,000	2,271.51	109,032,834	2,258.56	108,411,264	5.75	平成26年 4月25日	2.06
16	南アフリカ	国債証券	S. AFRICA 10.5% 21/12/26	9,100,000	1,110.04	101,014,218	1,088.93	99,092,993	10.5	平成38年12月21日	1.89
17	メキシコ	国債証券	MEXICO 8% 19/12/13	14,000,000	597.56	83,658,708	593.76	83,126,851	8	平成25年12月19日	1.58
18	チェコ	国債証券	CZECH 3.7% 16/06/13	15,000,000	393.04	58,956,240	391.05	58,657,560	3.7	平成25年 6月16日	1.12
19	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 7% 24/06/22	161,250,000	30.08	48,507,746	28.90	46,616,899	7	平成34年 6月24日	0.89
20	アメリカ	国債証券	US 4.875% 30/06/12	500,000	8,134.28	40,671,422	7,922.21	39,611,056	4.875	平成24年 6月30日	0.75
21	シンガポール	国債証券	SINGAPORE 3.5% 07/01/12	610,000	6,252.39	38,139,604	6,136.62	37,433,398	3.5	平成24年 7月 1日	0.71
22	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 6.75% 24/02/17	98,200,000	30.52	29,972,706	30.57	30,024,050	6.75	平成29年 2月24日	0.57
23	タイ	国債証券	THAILAND VAR 14/07/21	8,800,000	252.68	22,426,712	251.29	22,525,778	1.2	平成33年 7月14日	0.43
24	ギリシャ	国債証券	GREECE 2% 24/02/23	1,120,000	2,756.54	30,873,301	1,357.01	15,198,574	2	平成35年 2月24日	0.29
25	ギリシャ	国債証券	GREECE 2% 24/02/25	1,204,800	2,172.04	26,168,798	1,206.58	14,536,914	2	平成37年 2月24日	0.28
26	ギリシャ	国債証券	GREECE 2% 24/02/27	936,000	2,543.24	23,804,754	1,103.10	10,325,072	2	平成39年 2月24日	0.20
27	ギリシャ	国債証券	GREECE 2% 24/02/31	900,000	2,437.78	21,940,095	1,078.70	9,708,309	2	平成43年 2月24日	0.18
28	ギリシャ	国債証券	GREECE 2% 24/02/24	787,000	2,657.35	20,913,376	1,230.98	9,687,877	2	平成36年 2月24日	0.18
29	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.75% 14/12/17	1,000,000	640.87	6,408,765	627.13	6,271,362	7.75	平成29年12月14日	0.12
30	ギリシャ	国債証券	GREECE 2% 24/02/26	484,800	2,357.65	11,429,935	1,113.84	5,399,916	2	平成38年 2月24日	0.10

(注1) 邦貨換算額は、平成24年5月末現在のわが国における電信売買相場の仲値により換算したものです。

(注2) 「国 / 地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国 / 地域を表記しております。

種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	91.70
合計		91.70

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する、各種類の評価額比率です。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考情報 >

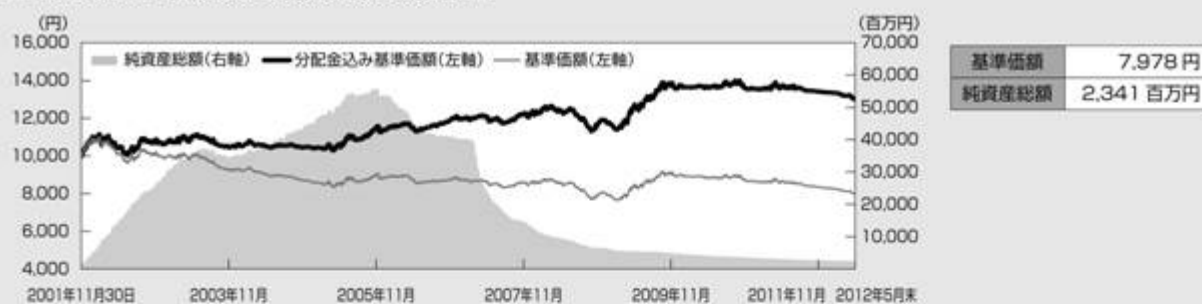
以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

3.運用実績

2012年5月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2001年11月30日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2012年1月	20円
2012年2月	20円
2012年3月	20円
2012年4月	20円
2012年5月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	4,415円

主要な資産の状況

■ 組入上位通貨 ■

順位	通貨	投資比率(%)
1	米ドル	51.60
2	チェコ・コルナ	8.86
3	シンガポール・ドル	8.25
4	タイ・バーツ	5.75
5	南アフリカ・ランド	5.64
6	ポーランド・ズロチ	4.36
7	メキシコ・ペソ	4.27
8	ユーロ	1.51
9	ハンガリー・フォリント	1.46

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	国/地域	投資比率(%)
1	US 2.75% 31/10/13	アメリカ	11.36
2	US 3.875% 15/02/13	アメリカ	10.79
3	US 4.25% 15/08/13	アメリカ	10.40
4	US 3.375% 30/06/13	アメリカ	10.10
5	US 4.125% 31/08/12	アメリカ	8.20
6	CZECH 3.55% 18/10/12	チェコ	5.58
7	SINGAPORE 2.5% 01/10/12	シンガポール	4.84
8	S.AFRICA 7.5% 15/01/14	南アフリカ	3.76
9	THAILAND FRN 26/11/14	タイ	2.71
10	SINGAPORE 1.625% 01/04/13	シンガポール	2.70

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※国/地域につきましては、委託会社の分類に基づいて表記しております。

年間収益率の推移



※2012年は1月から5月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数
第二特定期間		
第6期	2,137,360,000	28,220,000
第7期	2,834,130,000	61,290,000
第8期	2,990,340,000	99,920,000
第9期	1,460,410,000	70,690,000
第10期	1,547,660,000	192,800,000
第11期	1,402,930,000	163,410,000
第三特定期間		
第12期	2,403,370,000	253,320,000
第13期	2,160,960,000	191,520,000
第14期	2,495,260,000	180,090,000
第15期	1,889,470,000	221,170,000
第16期	2,178,470,000	582,960,000
第17期	1,799,910,000	1,255,580,000
第四特定期間		
第18期	2,341,600,000	1,131,950,000
第19期	2,581,640,000	993,160,000
第20期	1,656,670,000	1,157,090,000
第21期	1,758,270,000	1,404,000,000
第22期	1,273,790,000	1,713,220,000
第23期	946,330,000	953,330,000
第五特定期間		
第24期	1,356,460,000	1,491,360,000
第25期	1,414,050,000	880,430,000
第26期	1,458,790,000	1,104,520,000
第27期	1,797,910,000	994,060,000
第28期	1,923,870,000	1,053,270,000
第29期	1,469,080,000	872,320,000
第六特定期間		
第30期	3,455,850,000	1,550,520,000
第31期	2,996,710,000	1,517,260,000
第32期	2,722,180,000	1,642,090,000
第33期	3,540,160,000	1,767,940,000
第34期	2,519,200,000	1,649,660,000
第35期	2,933,082,916	1,582,740,000
第七特定期間		
第36期	3,242,529,503	1,616,670,000
第37期	2,117,923,767	1,075,990,000
第38期	3,693,811,803	1,442,380,000

第39期	2,860,716,700	1,020,250,000
第40期	2,730,563,217	1,654,580,000
第41期	2,222,654,461	1,233,610,000
第八特定期間		
第42期	3,445,375,884	1,553,523,027
第43期	2,416,517,646	958,011,047
第44期	2,526,870,055	1,697,714,435
第45期	2,016,296,259	1,810,060,885
第46期	1,677,772,677	1,725,300,000
第47期	2,252,145,854	2,075,230,000
第九特定期間		
第48期	2,486,008,389	3,477,103,711
第49期	978,878,748	1,896,570,000
第50期	2,141,903,855	3,120,990,000
第51期	2,188,483,926	4,542,430,896
第52期	1,215,770,537	3,003,400,325
第53期	1,124,908,982	2,620,157,858
第十特定期間		
第54期	1,551,864,082	4,507,827,513
第55期	1,266,688,146	3,415,038,808
第56期	2,164,668,651	2,517,131,640
第57期	1,729,641,317	2,282,379,095
第58期	1,641,541,768	2,063,771,369
第59期	1,151,719,084	1,536,010,560
第十一特定期間		
第60期	1,354,617,886	2,141,901,496
第61期	1,139,571,971	1,654,076,855
第62期	1,796,640,344	1,549,628,077
第63期	1,290,002,326	1,346,608,897
第64期	655,883,014	6,915,073,459
第65期	20,814,130	9,012,527,226
第十二特定期間		
第66期	7,770,295	3,917,278,823
第67期	16,414,401	3,171,983,277
第68期	6,271,507	2,032,654,723
第69期	7,400,780	2,291,137,821
第70期	7,153,279	1,429,308,875
第71期	3,704,583	867,951,427
第十三特定期間		
第72期	2,968,812	879,802,011
第73期	3,630,286	1,214,738,486
第74期	2,559,429	1,932,595,719

第75期	3,784,592	1,002,699,214
第76期	3,848,112	693,797,139
第77期	20,626,037	311,985,819
第十四特定期間		
第78期	5,752,124	354,744,772
第79期	4,107,328	605,035,819
第80期	46,700,028	673,234,939
第81期	2,236,427	583,936,838
第82期	706,127	425,703,652
第83期	720,102	296,652,729
第十五特定期間		
第84期	1,249,759	281,373,382
第85期	711,417	247,920,992
第86期	2,753,410	269,220,000
第87期	12,634,016	301,696,516
第88期	4,447,116	311,523,132
第89期	562,785	331,396,019
第十六特定期間		
第90期	5,134,962	207,125,573
第91期	506,084	203,672,533
第92期	520,928	142,730,000
第93期	1,278,193	162,615,971
第94期	1,485,778	439,634,869
第95期	8,098,495	80,264,476
第十七特定期間		
第96期	2,504,277	148,011,714
第97期	925,720	169,658,034
第98期	1,433,853	130,848,621
第99期	1,534,719	125,736,571
第100期	336,011	132,056,871
第101期	527,707	100,293,853
第十八特定期間		
第102期	1,302,179	195,024,579
第103期	469,564	78,085,602
第104期	274,903	114,860,000
第105期	314,042	93,863,314
第106期	572,357	60,243,053
第107期	522,765	63,822,131
第十九特定期間		
第108期	11,193,520	139,190,000
第109期	1,654,653	47,437,680
第110期	317,307	37,432,996

第111期	539,755	123,172,061
第112期	310,109	49,398,664
第113期	1,206,610	95,459,593
第二十特定期間		
第114期	1,137,697	133,678,351
第115期	292,192	97,701,037
第116期	4,543,368	67,116,274
第117期	301,318	37,977,606
第118期	262,205	31,691,442
第119期	307,689	72,607,624
第二十一特定期間		
第120期	232,699	37,071,934
第121期	218,036	25,739,143
第122期	25,131,696	22,900,000
第123期	962,165	18,352,156
第124期	349,588	62,083,203
第125期	271,345	33,574,418

(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

< 買付申込みの受付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込の受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

買付の申込日が国内およびロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）には、当該買付の申込みを受付けません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた買付申込みの受付けを取り消すことがあります。

< コースの選択 >

お申込みには、分配金の受取方法により収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、原則として分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）

「自動けいぞく投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

なお、当該契約は、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。

< 買付価額と申込代金 >

受益権の買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

自動けいぞく投資コースを選択された受益者が収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

< 払込期日 >

原則として、買付申込日から起算して5営業日目までに申込代金を販売会社に支払います。なお、販売会社によっては、別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

各買付申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

一部解約（解約請求）

< 換金（解約）申込みの受け付け >

一部解約の申込みの受け付けは、原則として販売会社の各営業日の午後3時までには申込みが行われ、かつ当該申込みの受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の申込日が国内およびロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）の場合には、当該一部解約の申込みを受け付けません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、一定の金額を超える換金や一定の金額を超える換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

< 換金価額 >

換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

< 換金の申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録 >

換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

ただし、受益証券をお手許で保有されている場合には、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^(注)して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(注) ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類	評価方法
-------	------

公社債等	原則として以下のいずれかから入手した価額で評価 ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない。) ・価格情報会社の提供する価額
------	---

()上記での評価が適当でないと判断される場合には別の方法により評価が行われることもあります。

基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額の公表

基準価額は原則として、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「月果美人」として掲載されます。

なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成13年11月30日(当初信託設定日)より平成33年11月10日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間については平成13年11月30日から平成14年1月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条項と信託の終了

1. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
2. 委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
3. 上記1.または2.の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 上記3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
5. なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「 信託約款の変更4. 」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとし、）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に信託約款の変更に関する異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。
5. 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日以内）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。なお、に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権の抹消手続きと引き換えに支払われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(4) 買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとして)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

<照会先>

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話 03-5293-1323

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21特定期間(平成23年11月11日から平成24年5月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

シュローダー月果美人

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第20特定期間 (平成23年11月10日現在)	第21特定期間 (平成24年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,685,909,768	2,448,965,794
未収入金	-	809,500
流動資産合計	2,685,909,768	2,449,775,294
資産合計	2,685,909,768	2,449,775,294
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,390,338	6,045,227
未払解約金	-	809,500
未払受託者報酬	187,086	170,094
未払委託者報酬	4,209,430	3,827,080
その他未払費用	116,920	106,298
流動負債合計	10,903,774	10,958,199
負債合計	10,903,774	10,958,199
純資産の部		
元本等		
元本	3,195,169,214	3,022,613,889
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	520,163,220	583,796,794
（分配準備積立金）	77,772,206	58,544,956
元本等合計	2,675,005,994	2,438,817,095
純資産合計	2,675,005,994	2,438,817,095
負債純資産合計	2,685,909,768	2,449,775,294

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20特定期間 (自平成23年5月11日 至平成23年11月10日)	第21特定期間 (自平成23年11月11日 至平成24年5月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	28,158,664	31,077,643
営業収益合計	28,158,664	31,077,643
営業費用		
受託者報酬	1,215,622	1,075,441
委託者報酬	27,351,441	24,197,289
その他費用	759,699	672,089
営業費用合計	29,326,762	25,944,819
営業利益又は営業損失()	57,485,426	57,022,462
経常利益又は経常損失()	57,485,426	57,022,462
当期純利益又は当期純損失()	57,485,426	57,022,462
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,099,418	384,499
期首剰余金又は期首欠損金()	485,340,597	520,163,220
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,512,766	34,927,558
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,512,766	34,927,558
剰余金減少額又は欠損金増加額	961,753	4,678,451
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	961,753	4,678,451
分配金	39,987,628	37,244,718
期末剰余金又は期末欠損金()	520,163,220	583,796,794

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別 第20特定期間 [平成23年11月10日現在]	第21特定期間 [平成24年5月10日現在]
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	3,629,097,079円 6,844,469円 440,772,334円	3,195,169,214円 27,165,529円 199,720,854円
2. 受益権の総数	3,195,169,214口	3,022,613,889口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は520,163,220円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は583,796,794円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別 項目	第20特定期間 自 平成23年 5月11日 至 平成23年11月10日	第21特定期間 自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日
1. 分配金の計算過程	<p>（平成23年5月11日から平成23年6月10日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,663,684円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（32,297円）、及び分配準備積立金（94,454,352円）より、分配対象収益は101,150,333円（1万口当たり289.27円）であり、うち6,993,112円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成23年11月11日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,378,120円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,962円）、及び分配準備積立金（76,869,911円）より、分配対象収益は80,253,993円（1万口当たり254.09円）であり、うち6,316,659円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
	<p>（平成23年6月11日から平成23年7月11日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,213,117円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,325円）、及び分配準備積立金（91,526,473円）より、分配対象収益は97,747,915円（1万口当たり287.56円）であり、うち6,798,295円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成23年12月13日から平成24年1月10日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,977,720円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,386円）、及び分配準備積立金（73,334,784円）より、分配対象収益は76,317,890円（1万口当たり243.6円）であり、うち6,265,617円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
	<p>（平成23年7月12日から平成23年8月10日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,708,758円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（126,755円）、及び分配準備積立金（89,154,595円）より、分配対象収益は94,990,108円（1万口当たり284.67円）であり、うち6,673,149円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成24年1月11日から平成24年2月10日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,386,149円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（601,928円）、及び分配準備積立金（69,542,133円）より、分配対象収益は73,530,210円（1万口当たり234.53円）であり、うち6,270,081円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
	<p>（平成23年8月11日から平成23年9月12日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,989,686円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,441円）、及び分配準備積立金（87,311,773円）より、分配対象収益は92,309,900円（1万口当たり279.81円）であり、うち6,597,796円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成24年2月11日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,710,272円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（21,737円）、及び分配準備積立金（66,866,420円）より、分配対象収益は70,598,429円（1万口当たり226.44円）であり、うち6,235,301円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>

	<p>(平成23年9月13日から平成23年10月11日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,618,288円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,147円)、及び分配準備積立金(84,888,739円)より、分配対象収益は88,514,174円(1万口当たり270.88円)であり、うち6,534,938円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成24年3月13日から平成24年4月10日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,464,714円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,612円)、及び分配準備積立金(63,081,532円)より、分配対象収益は66,553,858円(1万口当たり217.78円)であり、うち6,111,833円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
	<p>(平成23年10月12日から平成23年11月10日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,996,789円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,071円)、及び分配準備積立金(80,157,684円)より、分配対象収益は84,162,544円(1万口当たり263.39円)であり、うち6,390,338円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成24年4月11日から平成24年5月10日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,806,473円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,713円)、及び分配準備積立金(59,777,997円)より、分配対象収益は64,590,183円(1万口当たり213.68円)であり、うち6,045,227円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p>	<p>委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。</p>	<p>同左</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第20特定期間 自 平成23年 5月11日 至 平成23年11月10日	第21特定期間 自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第20特定期間 [平成23年11月10日現在]	第21特定期間 [平成24年5月10日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第20特定期間（平成23年11月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,802,385円
合 計	1,802,385円

第21特定期間（平成24年5月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,175,959円
合 計	3,175,959円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	期別 第20特定期間 [平成23年11月10日現在]	第21特定期間 [平成24年5月10日現在]
1口当たり純資産額	0.8372円	0.8069円
(1万口当たり純資産額)	(8,372円)	(8,069円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 金 額	備 考
親投資信託受益証券	シュローダー月果美人マ ザーファンド	1,512,360,770	2,448,965,794	
合 計		1,512,360,770	2,448,965,794	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「シュローダー月果美人マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー月果美人マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シュローダー月果美人マザーファンド

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	注記 番号	[平成23年11月10日現在]	[平成24年5月10日現在]
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
預金			208,176,674	90,695,587
コール・ローン			112,890,654	82,003,985
国債証券			7,457,696,697	5,166,413,534
派生商品評価勘定			295,810,914	264,271,552
未収入金			-	2,295,839,871
未収利息			68,669,296	68,349,687
前払費用			15,901,185	9,170,518
流動資産合計			8,159,145,420	7,976,744,734
資産合計			8,159,145,420	7,976,744,734
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			108,258,803	235,280,550
未払金			-	11,172,699
未払解約金			-	2,326,925,854
流動負債合計			108,258,803	2,573,379,103
負債合計			108,258,803	2,573,379,103
純資産の部				
元本等				
元本			4,911,324,764	3,336,910,804
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			3,139,561,853	2,066,454,827
元本等合計			8,050,886,617	5,403,365,631
純資産合計			8,050,886,617	5,403,365,631
負債純資産合計			8,159,145,420	7,976,744,734

(注)「シュローダー月果美人マザーファンド」の計算期間は原則として毎年11月11日から翌年11月10日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成23年11月10日及び平成24年5月10日における同ファンドの状況であります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない。)又は価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日	
	[平成23年11月10日現在]	[平成24年5月10日現在]
1. 期首元本額	5,193,153,139円	4,911,324,764円
期中追加設定元本額	3,006,743円	13,314,824円
期中解約元本額	284,835,118円	1,587,728,784円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー月果美人	1,638,549,151円	1,512,360,770円
シュローダーPFエマージング・ソブリン・		
ボンド・ファンド	3,272,775,613円	1,824,550,034円
(絶対収益追求型)(適格機関投資家専用)		
計	4,911,324,764円	3,336,910,804円
2. 受益権の総数	4,911,324,764口	3,336,910,804口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	対象期間 自 平成23年 5月11日 至 平成23年11月10日	自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	対象年月日	[平成23年11月10日現在]	[平成24年5月10日現在]
1. 計上額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成23年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	76,022,044円
合 計	76,022,044円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー月果美人の期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成24年5月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	104,105,719円
合 計	104,105,719円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー月果美人の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(平成23年11月10日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	8,828,098,816	-	8,802,052,649	26,046,167
	メキシコペソ	401,982,000	-	383,888,000	18,094,000
	チェココルナ	1,035,555,000	-	968,575,000	66,980,000
	ハンガリーフォリント	549,033,399	-	487,718,399	61,315,000
	ポーランドズロチ	354,301,000	-	343,943,000	10,358,000
	シンガポールドル	825,540,800	-	811,858,600	13,682,200
	タイバーツ	465,680,000	-	454,960,000	10,720,000
	南アフリカランド	293,438,400	-	281,600,400	11,838,000
	買建				
	米ドル	4,361,530,599	-	4,351,848,159	9,682,440
	メキシコペソ	73,991,734	-	73,401,000	590,734
	チェココルナ	241,640,011	-	225,630,000	16,010,011
	ハンガリーフォリント	82,839,834	-	77,970,000	4,869,834
シンガポールドル	78,627,237	-	78,299,000	328,237	
合計	17,592,258,830	-	17,341,744,207	187,552,111	

(単位：円)

区分	種類	(平成24年5月10日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	10,930,863,661	-	10,981,751,076	50,887,415
	メキシコペソ	519,754,220	-	496,414,585	23,339,635
	ユーロ	314,478,308	-	302,391,135	12,087,173
	チェココルナ	991,376,715	-	949,360,972	42,015,743
	ハンガリーフォリント	47,637,691	-	46,965,066	672,625
	ポーランドズロチ	495,404,326	-	472,023,423	23,380,903
	シンガポールドル	704,925,125	-	698,532,414	6,392,711
	タイバーツ	481,361,500	-	467,797,500	13,564,000
	南アフリカランド	616,741,158	-	589,845,189	26,895,969
	買建				
	米ドル	6,511,679,043	-	6,446,679,992	64,999,051
	メキシコペソ	176,830,337	-	175,513,000	1,317,337
	ユーロ	110,276,762	-	108,286,500	1,990,262
チェココルナ	224,591,381	-	224,950,000	358,619	
ポーランドズロチ	110,657,936	-	110,383,000	274,936	
シンガポールドル	159,263,987	-	159,225,000	38,987	
南アフリカランド	139,262,788	-	139,054,400	208,388	
合計	22,535,104,938	-	22,369,173,252	28,991,002	

(注)時価の算定方法

1 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	対象年月日	[平成23年11月10日現在]	[平成24年5月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		1.6392円 (16,392円)	1.6193円 (16,193円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考		
国債証券	米ドル	US 2.75% 31/10/13	7,300,000.00	7,568,046.51			
		US 3.375% 30/06/13	6,500,000.00	6,733,085.45			
		US 3.875% 15/02/13	7,000,000.00	7,196,875.00			
		US 4.125% 31/08/12	5,400,000.00	5,465,812.50			
		US 4.25% 15/08/13	6,600,000.00	6,934,125.00			
		US 4.875% 30/06/12	500,000.00	503,300.75			
			米ドル (邦貨換算)			(2,742,467,268)	
	通貨小計		33,300,000.00	34,401,245.21			
国債証券	メキシコペソ	MEXICO 7.75% 14/12/17	1,000,000.00	1,118,300.00			
		MEXICO 8% 19/12/13	14,000,000.00	15,163,400.00			
		MEXICO 9% 20/06/13	23,000,000.00	24,202,900.00			
			メキシコペソ (邦貨換算)			(238,049,448)	
	通貨小計		38,000,000.00	40,484,600.00			
国債証券	ユーロ	GREECE 2% 24/02/23	1,120,000.00	237,440.00			
		GREECE 2% 24/02/24	787,000.00	147,405.10			
		GREECE 2% 24/02/25	1,204,800.00	216,984.48			
		GREECE 2% 24/02/26	484,800.00	86,342.88			
		GREECE 2% 24/02/27	936,000.00	164,370.95			
		GREECE 2% 24/02/28	290,000.00	50,402.00			
		GREECE 2% 24/02/29	330,000.00	57,750.00			
		GREECE 2% 24/02/30	200,000.00	34,760.00			
		GREECE 2% 24/02/31	900,000.00	150,669.00			
		GREECE 2% 24/02/33	280,000.00	48,020.00			
		GREECE 2% 24/02/41	280,000.00	47,040.00			
			ユーロ (邦貨換算)			(128,052,995)	
			通貨小計		6,812,600.00	1,241,184.41	
		国債証券	チェココルナ	CZECH 2.8% 16/09/13	29,100,000.00	29,721,296.64	
CZECH 3.55% 18/10/12	76,500,000.00			77,257,350.00			

		CZECH 3.7% 16/06/13	15,000,000.00	15,437,850.00	
	チェココルナ	(邦貨換算)		(500,683,471)	
	通貨小計		120,600,000.00	122,416,496.64	
国債証券	ハンガリーフォリント	HUNGARY 6.75% 24/02/17	98,200,000.00	93,501,130.00	
		HUNGARY 7% 24/06/22	216,310,000.00	198,096,698.00	
	ハンガリーフォリント	(邦貨換算)		(103,867,146)	
	通貨小計		314,510,000.00	291,597,828.00	
国債証券	ポーランドズロチ	POLAND 5.25% 25/04/13	5,400,000.00	5,413,500.00	
		POLAND 5.75% 25/04/14	4,800,000.00	4,881,600.00	
	ポーランドズロチ	(邦貨換算)		(250,685,685)	
	通貨小計		10,200,000.00	10,295,100.00	
国債証券	シンガポールドル	SINGAPORE 1.625% 01/04/13	2,289,000.00	2,321,910.55	
		SINGAPORE 2.5% 01/10/12	4,114,000.00	4,197,365.27	
		SINGAPORE 3.5% 07/01/12	610,000.00	612,964.60	
	シンガポールドル	(邦貨換算)		(454,323,714)	
	通貨小計		7,013,000.00	7,132,240.42	
国債証券	タイバーツ	THAILAND 4.25% 13/03/13	100,000,000.00	100,857,320.00	
		THAILAND FRN 26/11/14	57,930,000.00	57,671,116.62	
		THAILAND VAR 14/07/21	8,800,000.00	9,155,667.59	
	タイバーツ	(邦貨換算)		(429,271,306)	
	通貨小計		166,730,000.00	167,684,104.21	
国債証券	南アフリカランド	S.AFRICA 10.5% 21/12/26	9,100,000.00	10,748,009.98	
		S.AFRICA 7.5% 15/01/14	20,700,000.00	21,313,548.00	
	南アフリカランド	(邦貨換算)		(319,012,501)	
	通貨小計		29,800,000.00	32,061,557.98	
				(5,166,413,534)	
	合計			5,166,413,534	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券	6銘柄	100.0%	53.1%
メキシコペソ	国債証券	3銘柄	100.0%	4.6%
ユーロ	国債証券	11銘柄	100.0%	2.5%
チェココルナ	国債証券	3銘柄	100.0%	9.7%
ハンガリーフォリント	国債証券	2銘柄	100.0%	2.0%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	100.0%	4.8%
シンガポールドル	国債証券	3銘柄	100.0%	8.8%
タイバーツ	国債証券	3銘柄	100.0%	8.3%
南アフリカランド	国債証券	2銘柄	100.0%	6.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年5月末現在)

種類	金額	単位
資産総額	2,345,419,901	円
負債総額	4,812,541	円
純資産総額(-)	2,340,607,360	円
発行済口数	2,933,832,133	口
1口当たり純資産額(/)	0.7978	円

(参考)シュローダー月果美人マザーファンド

純資産額計算書

(平成24年5月末現在)

種類	金額	単位
資産総額	21,162,482,597	円
負債総額	15,910,570,806	円
純資産総額(-)	5,251,911,791	円
発行済口数	3,276,282,803	口
1口当たり純資産額(/)	1.6030	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(6) 受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

第三部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（平成24年5月末現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5ヵ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

経営体制

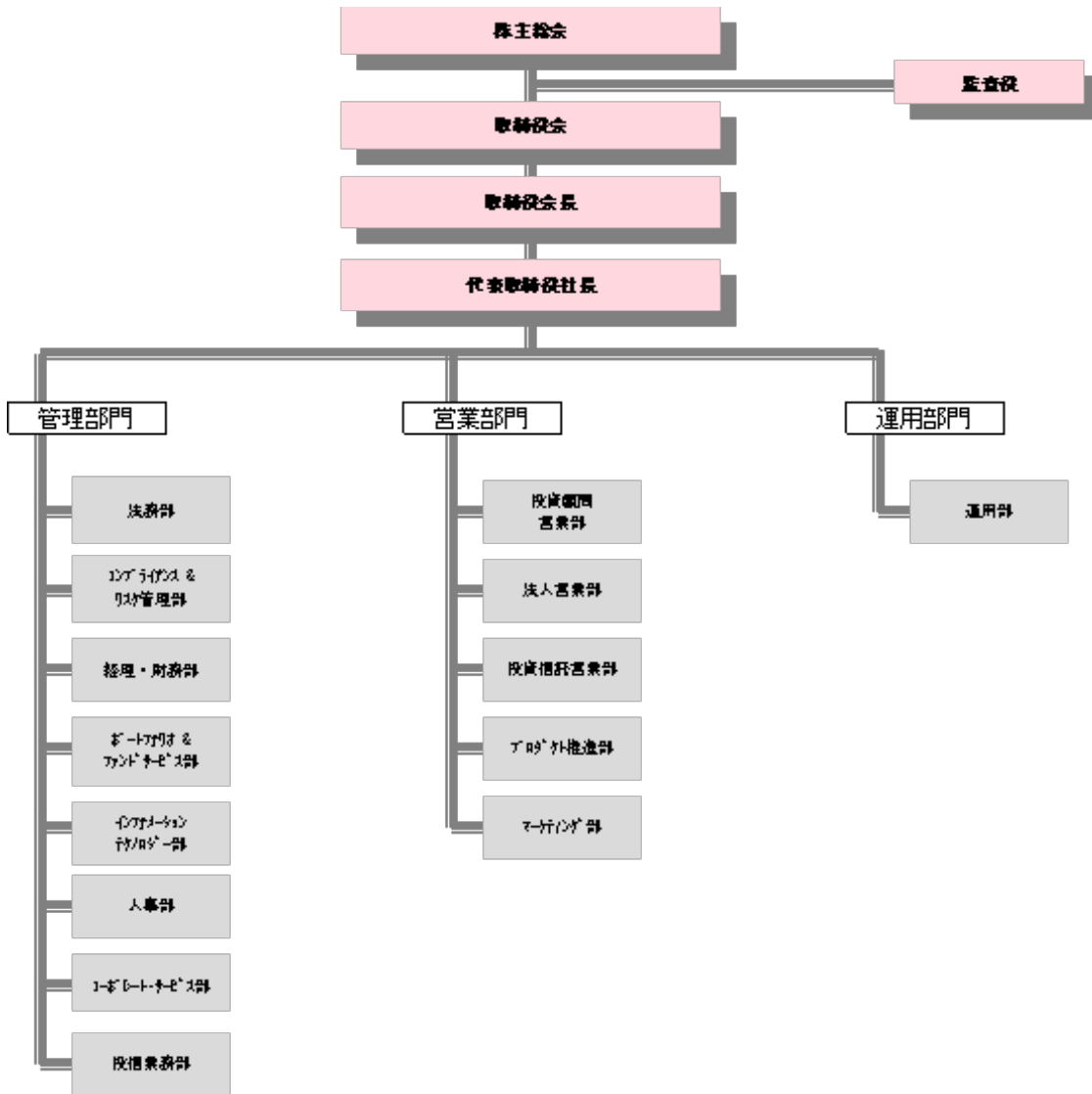
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

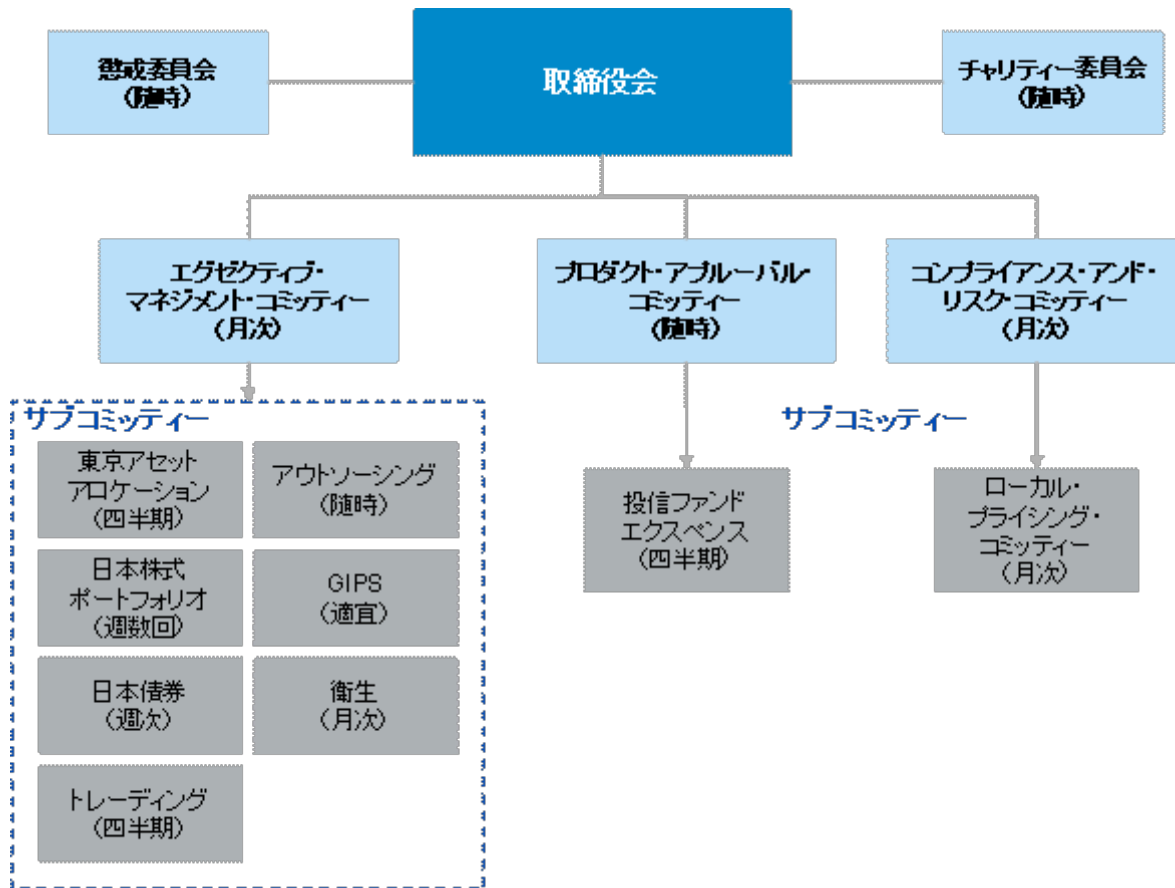
取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかわる意思決定を行います。



2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成24年5月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	57	231,168,224,254

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第20期 (平成23年3月31日)	第21期 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	4,766,113	4,187,379
立替金	251	1,180
前払費用	69,936	65,785
未収入金	208,957	124,471
未収委託者報酬	486,907	657,295
未収運用受託報酬	253,032	237,702
未収還付法人税等	100,500	-
未収還付消費税等	-	12,534
1年内受取予定の長期差入保証金	12,720	-
流動資産合計	5,898,420	5,286,349
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 106,445	80,547
器具備品(純額)	*1 31,864	29,129
有形固定資産合計	138,309	109,677
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	10,201	11,820
無形固定資産合計	13,900	15,520
投資その他の資産		
投資有価証券	-	5,989
長期差入保証金	234,114	233,914
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
投資その他の資産合計	234,114	239,903
固定資産合計	386,324	365,100
資産合計	6,284,744	5,651,450

(単位：千円)

	第20期 (平成23年3月31日)	第21期 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	57,884	41,021
未払金		
未払収益分配金	488	191
未払償還金	18,563	18,563
未払手数料	193,507	287,161
その他未払金	941,249	895,709
未払費用	123,656	49,608
未払法人税等	9,671	5,266
1年内返済予定の長期借入金	*2 1,500,000	-
未払消費税等	30,000	-
賞与引当金	244,334	97,043
流動負債合計	3,119,355	1,394,565
固定負債		
長期未払金	71,046	104,472
長期未払費用	27,457	30,004
長期借入金	*2 -	2,000,000
退職給付引当金	586,856	657,063
役員退職慰労引当金	6,743	11,125
資産除去債務	82,041	83,190
固定負債合計	774,145	2,885,855
負債合計	3,893,500	4,280,421
純資産の部		
株主資本		

資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,401,244	380,039
利益剰余金合計	1,401,244	380,039
株主資本合計	2,391,244	1,370,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	989
評価・換算差額等合計	-	989
純資産合計	2,391,244	1,371,028
負債純資産合計	6,284,744	5,651,450

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第20期	第21期
	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
営業収益		
委託者報酬	4,034,802	2,810,331
運用受託報酬	1,117,508	1,203,862
その他営業収益	1,921,898	1,269,779
営業収益計	7,074,210	5,283,974
営業費用		
支払手数料	1,650,333	1,133,215
広告宣伝費	63,841	77,536
公告費	1,124	780
調査費		
調査費	391,452	201,962
委託調査費	1,039,527	875,545
図書費	2,821	2,533
委託計算費	75,197	48,930
事務委託費	5,695	-
営業雑経費		
通信費	26,855	26,413
印刷費	2,576	-
協会費	8,277	8,534
諸会費	2,481	1,840
営業費用計	3,270,184	2,377,292
一般管理費		
給料		
役員報酬	406,739	326,942
給料・手当	1,482,095	1,485,692
賞与	919,019	595,993
交際費	5,908	8,379
旅費交通費	58,793	48,964
租税公課	24,771	20,187
不動産賃借料	296,884	280,043
賞与引当金繰入	242,991	97,043
退職給付費用	100,276	93,651
役員退職慰労引当金繰入	2,765	4,381
法定福利費	168,514	178,401
固定資産減価償却費	64,503	49,735
諸経費	776,835	729,993
一般管理費計	4,550,098	3,919,410
営業利益(営業損失)	746,072	1,012,728
営業外収益		
受取利息	1,658	1,075
為替差益	18,432	4,983
時効償還金	4,428	297

法人税等還付加算金	*4	9,915	-
雑益		4,141	3,079
営業外収益計		38,577	9,436
営業外費用			
支払利息	*2	14,054	16,559
事務処理損失		1,790	3
営業外費用計		15,845	16,562
経常利益（経常損失）		723,340	1,019,855
特別利益			
過年度損益修正益	*6	8,283	-
特別利益計		8,283	-
特別損失			
割増退職金等	*3	18,246	129
事務所移転費用	*7	1,130	-
固定資産除却損	*1	627	690
固定資産売却損	*8	209	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	*5	12,359	-
特別損失計		32,574	819
税引前当期純利益 （税引前当期純損失）		747,631	1,020,674
法人税、住民税及び事業税		530	530
法人税等合計		530	530
当期純利益（当期純損失）		748,161	1,021,204

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第20期		第21期	
	自 平成22年4月 1日	至 平成23年3月31日	自 平成23年4月 1日	至 平成24年3月31日
株主資本				
資本金				
当期首残高		490,000		490,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		490,000		490,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		500,000		500,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高		2,149,405		1,401,244
当期変動額				
純利益（純損失）		748,161		1,021,204
当期変動額合計		748,161		1,021,204
当期末残高		1,401,244		380,039
株主資本合計				
当期首残高		3,139,405		2,391,244
当期変動額				
純利益（純損失）		748,161		1,021,204
当期変動額合計		748,161		1,021,204
当期末残高		2,391,244		1,370,039
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
当期首残高		-		-
当期変動額				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-		989

当期変動額合計	-	989
当期末残高	-	989

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

（会計処理方法の変更）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業損失および経常損失は18,270千円、税引前当期純損失は30,629千円、それぞれ増加しております。</p>	

（追加情報）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
<p>（移転価格計算方法の変更）</p> <p>当事業年度より、グループ会社間における移転価格の計算方法が変更になっております。</p> <p>（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

第20期 平成23年3月31日現在	第21期 平成24年3月31日現在
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 59,888千円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 138,898千円</p>	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 86,098千円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 138,785千円</p>
<p>*2 関係会社項目</p> <p style="padding-left: 20px;">流動負債</p> <p style="padding-left: 40px;">1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円</p>	<p>*2 関係会社項目</p> <p style="padding-left: 20px;">固定負債</p> <p style="padding-left: 40px;">長期借入金 2,000,000千円</p>

（損益計算書関係）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
<p>*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 627千円</p> <p>*2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 14,054千円</p> <p>*3 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。</p> <p>*4 法人税等還付加算金には、移転価格に関する相互協議の結果、減額修正による国税の還付に伴って受け取った還付加算金を計上しております。</p> <p>*5 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額には、資産除去債務に係る過年度分の償却額を計上しております。</p> <p>*6 過年度損益修正益には、過年度賞与に係る法定福利費見積額の取り崩し漏れを当期に修正したものであります。</p> <p>*7 事務所移転費用には、引当金取り崩し後に請求のあった事務所移転に係る経費を計上しております。</p> <p>*8 固定資産売却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 209千円</p>	<p>*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 690千円</p> <p>*2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 16,559千円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第20期事業年度 期首株式数	第20期事業年度 増加株式数	第20期事業年度 減少株式数	第20期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第21期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第21期事業年度 期首株式数	第21期事業年度 増加株式数	第21期事業年度 減少株式数	第21期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第20期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	第21期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第20期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	第21期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。</p> <p>営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。</p> <p>営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p>

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク） の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。</p> <p>また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク） の管理 同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第20期（平成23年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,766,113	4,766,113	-
(2) 未収委託者報酬	486,907	486,907	-
(3) 未収運用受託報酬	253,032	253,032	-
資産計	5,506,054	5,506,054	-
(1) その他未払金	941,249	941,249	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,441,249	2,441,249	-

第21期(平成24年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,187,379	4,187,379	-
(2) 未収委託者報酬	657,295	657,295	-
(3) 未収運用受託報酬	237,702	237,702	-
資産計	5,082,377	5,082,377	-
(1) その他未払金	895,709	895,709	-
(2) 長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未払手数料	287,161	287,161	-
負債計	3,182,871	3,182,871	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第20期 平成23年3月31日現在	第21期 平成24年3月31日現在
資産 (1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (3) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) 1年内返済予定の長期借入金 1年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。	資産 (1) 預金 同左 (2) 未収委託者報酬 同左 (3) 未収運用受託報酬 同左 負債 (1) その他未払金 同左 (2) 長期借入金 長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。 (3) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,766,113	-
未収委託者報酬	486,907	-
未収運用受託報酬	253,032	-
合計	5,506,054	-

第21期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,187,379	-
未収委託者報酬	657,295	-
未収運用受託報酬	237,702	-
合計	5,082,377	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000	-	-
合計	1,500,000	-	-

第21期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	2,000,000	-
合計	-	2,000,000	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第20期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

第21期（平成24年3月31日現在）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	5,989千円	5,000千円	989千円
合計	5,989千円	5,000千円	989千円

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第21期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 586,856千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 100,276千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 657,063千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 93,651千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

（税効果会計関係）

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日																																																																		
<p>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金損金算入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">限度超過額</td> <td style="text-align: right;">117,219</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">301,940</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">238,791</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td style="text-align: right;">2,743</td> </tr> <tr> <td>未確定債権債務に係る</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">為替差損益</td> <td style="text-align: right;">69,536</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">12,463</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">42,178</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">425,288</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,210,162</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,210,162</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。</p>		千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	117,219	未払費用否認	301,940	退職給付引当金損金		算入限度超過額	238,791	役員退職慰労引当金否認	2,743	未確定債権債務に係る		為替差損益	69,536	資産除去債務	12,463	その他	42,178	税務上の繰越欠損金	425,288	繰延税金資産小計	1,210,162	評価性引当額	1,210,162	繰延税金資産合計	-	<p>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金損金算入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">限度超過額</td> <td style="text-align: right;">38,661</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">330,424</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">238,503</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td style="text-align: right;">3,964</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">15,906</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11,317</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">648,048</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,286,827</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,270,850</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,977</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未確定債権債務に係る</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">為替差損益</td> <td style="text-align: right;">15,977</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,977</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日に終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この変更による影響はありません。</p>		千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	38,661	未払費用否認	330,424	退職給付引当金損金		算入限度超過額	238,503	役員退職慰労引当金否認	3,964	資産除去債務	15,906	その他	11,317	税務上の繰越欠損金	648,048	繰延税金資産小計	1,286,827	評価性引当額	1,270,850	繰延税金資産合計	15,977	繰延税金負債		未確定債権債務に係る		為替差損益	15,977	繰延税金負債合計	15,977	繰延税金資産の純額	-
	千円																																																																		
賞与引当金損金算入																																																																			
限度超過額	117,219																																																																		
未払費用否認	301,940																																																																		
退職給付引当金損金																																																																			
算入限度超過額	238,791																																																																		
役員退職慰労引当金否認	2,743																																																																		
未確定債権債務に係る																																																																			
為替差損益	69,536																																																																		
資産除去債務	12,463																																																																		
その他	42,178																																																																		
税務上の繰越欠損金	425,288																																																																		
繰延税金資産小計	1,210,162																																																																		
評価性引当額	1,210,162																																																																		
繰延税金資産合計	-																																																																		
	千円																																																																		
賞与引当金損金算入																																																																			
限度超過額	38,661																																																																		
未払費用否認	330,424																																																																		
退職給付引当金損金																																																																			
算入限度超過額	238,503																																																																		
役員退職慰労引当金否認	3,964																																																																		
資産除去債務	15,906																																																																		
その他	11,317																																																																		
税務上の繰越欠損金	648,048																																																																		
繰延税金資産小計	1,286,827																																																																		
評価性引当額	1,270,850																																																																		
繰延税金資産合計	15,977																																																																		
繰延税金負債																																																																			
未確定債権債務に係る																																																																			
為替差損益	15,977																																																																		
繰延税金負債合計	15,977																																																																		
繰延税金資産の純額	-																																																																		

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第20期	第21期
	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
期首残高（注）	80,909千円	82,041千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
その他増減額（は減少）	1,132千円	1,148千円
期末残高	82,041千円	83,190千円

（注）第20期事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	4,034,802	1,117,508	1,669,241	252,656	7,074,210

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第21期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,810,331	1,203,862	1,105,729	164,050	5,283,974

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、 アムステル ダム市	537.5千 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 14,054	一年内 返済予 定の長 期借入 金 その他 未払金	千円 1,500,000 1,851

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社(注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注2)	千円 47,670	未収運用受託報酬	千円 11,225
							サービス提供業務報酬の受取(注3)	582,798	未収入金	80,846
							情報提供業務報酬の受取(注4)	163,351		
							運用再委託報酬の支払(注2)	698,884	未払金(その他未払金)	69,490
							調査費の支払(注4)	67,237		
							一般管理費(諸経費)の支払(注4)	136,069		
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.65百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注2)	228,485	未収運用受託報酬	35,610
							サービス提供業務報酬の受取(注3)	643,392	未収入金	49,219
							運用再委託報酬の支払(注2)	259,701	未払金(その他未払金)	88,607
							調査費の支払(注4)	80,031		

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第21期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	537.5千ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 16,559	長期借入金 未払金 (その他未払金)	千円 2,000,000 2,537

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注2) サービス提供業務報酬の受取 (注3) 情報提供業務報酬の受取(注4) 運用再委託報酬の支払 (注2) 一般管理費(諸経費)の支払(注4)	千円 51,987 396,144 155,040 496,914 127,808	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 4,572 57,911 76,419
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.65百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注2) サービス提供業務報酬の受取 (注3) 運用再委託報酬の支払 (注2)	222,875 396,947 345,898	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	19,757 33,971 58,553

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第21期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
1株当たり純資産額	244,004円50銭	1株当たり純資産額	139,900円87銭
1株当たり当期純損失	76,343円04銭	1株当たり当期純損失	104,204円55銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純損失	748,161千円	損益計算書上の当期純損失	1,021,204千円
普通株式に係る当期純損失	748,161千円	普通株式に係る当期純損失	1,021,204千円
<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳</p>		<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳</p>	
<p>該当事項はありません。</p>		<p>該当事項はありません。</p>	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成24年5月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成24年4月1日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円 (平成24年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成24年3月末現在)	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 (平成24年3月末現在)	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円 (平成24年3月末現在)	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (平成24年3月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円 (平成24年3月末現在)	
楽天銀行株式会社	25,954百万円 (平成24年3月末現在)	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。

なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

<再信託受託会社の概要>

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
設立	平成12年6月20日
資本金の額	51,000百万円(平成24年3月末現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	平成12年7月13日
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
本店所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

一般コースのみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資の取扱いは行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

<参考：シュロージャー月果美人マザーファンドの投資顧問会社>

シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行います。

シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、シュロージャー・グループの英国における資産運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

第3【その他】

- (1) 目論見書にロゴ・マークやキャッチ・コピー、図案を採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。
- (2) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙に当該届出書の使用開始日または使用開始月を記載することがあります。
- (4) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (5) 目論見書に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (6) 目論見書に委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載する場合があります。
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号
- (7) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。
またファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。
- (8) 目論見書に、「その他の留意点」として、以下の内容を記載することがあります。
その他の留意点
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (9) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (10) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年7月4日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
（旧会社名 シュローダー証券投信投資顧問株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー月果美人の平成23年11月11日から平成24年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー月果美人の平成24年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（旧会社名 シュローダー証券投信投資顧問株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。